

(令和5年度) 第1回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 令和5年6月2日(金)14時00分～16時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館 11階会議室
- 3 出席者 林座長、石田委員、伊藤委員、井上委員、江口委員、小畑委員、加藤委員、神山委員、小西委員、齊藤委員、坂巻委員、宍戸委員、長谷川委員、平井委員
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 個人住民税における現年課税化について
 - (3) 閉会

5 議事の経過

- 議題「個人住民税における現年課税化について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(「個人住民税における現年課税化について」に関する主な意見等)

- 現年課税化の意義について
 - ・ 現年課税化に伴い、国民の皆さんにある程度の負担を強いるからには、「令和4年度個人住民税検討会とりまとめ」P13(1)にあるような現年課税化の意義・メリットを、常に、世の時々の動きに合わせてメンテナンスする必要があるのではないか。
 - ・ 応益負担ということを考えると、その年の所得で、その年にサービスを受け、負担をするというのがよいのではないか。
 - ・ 所得の発生と納税のタイミングというのはなるべく近いほうが良い。N年の課税標準がN年の所得であることが非常に重要。
 - ・ 現年課税化に伴い、年末調整から確定申告にシフトするということに国民の納得感が得られるかに留意が必要か。
- 所得税の付加税化について
 - ・ 所得税の付加税とされると、地方団体は自分たちで課税していないという感覚が強くなり、課税・徴収業務に対するやる気をなくしてしまうと

いう状況が生じてしまうのではないか。

- ・ 完全に所得税の付加税としてしまうということは、ある意味、究極のコスト削減・負担削減にはなるかもしれないが、それは地方税としての意義という観点から、果たして適切なものなのかどうか検討する必要がある。
- ・ 付加税化は、自治体側からすると、やめていただきたい。

○ 制度的な課題（他分野での活用を含む）について

- ・ 所得情報を他分野で活用するということについて、個人住民税が現年課税化されると、何か変わることはあるのか。
 - 所得とは基本的に1年通じて計算するという考え方をとると、ある時点での現年の所得というのは存在せず、12月31日を終えて、ようやくこの年の所得というものが確定するので、その年のある時点で地方団体が把握している個人の所得情報というものが何であるかというのが重要ではないか。
- ・ 他分野においても、前年の所得の状況を現在の状況に照らし合わせて使っているという部分でギャップが生じているかもしれない。現年課税化をすること、他の制度・分野においても、負担と受益、公平性を担保できると思っている。
- ・ いわゆる給付行政に対して確定した所得情報が使われているという側面があるので、実質的に「所得額を確定させる」、「賦課課税を確定させる」という行為が、給付行政のインフラになっていることに留意する必要がある。
- ・ 分離課税した退職所得は、個人住民税では総合課税分の総所得金額等には含めず、納税手続がその時点で完了するが、所得税では分離課税後に確定申告を行うことで還付を受けられるケースもある。個人住民税が現年課税化された場合は、所得税と同じ制度の導入の検討も必要ではないか。
- ・ 分離課税する退職所得もそうだが、資産性所得などの申告不要の所得についても同様の問題がある。特定口座で源泉徴収の対象となっている配当所得は、申告不要制度を選択すれば、個人住民税の総所得金額に反映されない。例えば、高齢者の資産家で多額の配当所得を得ている人も、申告不要制度を利用すると、当該配当について総所得金額には反映されず、国民健康保険料など社会保障関連費を意図的に低く抑えることが可能な仕組みになっている。資産性所得を、申告不要というだけで全て社会保障の基礎となる所得から外してよいのか。マイナンバーで所得を名

寄せることにより、地方団体では包括的な所得をしっかりと把握出来るのではないかと。このことは、自治体の給付行政と密接に関連しているからこそできる、地方税独自の意義といえる。現年課税化は社会保障とセットで議論をしていくということが、今後、重要になってくるのではないかと。

- ・ 個人住民税をはじめ、地方税は申告不要制度のものをなくしてはどうか。
- ・ 現年課税化に伴って企業等に源泉徴収してもらうのであれば、均等割の非課税限度額制度など、各自治体の条例で規定しているようなものについては、現年課税化の際に統一化する必要があるのではないかと。

○ 事務負担の軽減・デジタル化について

- ・ 副業や働き方の多様化により、納税義務者が勤めている企業で所得全額を確定できるかという課題は、所得税の世界でも起きている。個人住民税も、そのような給与所得以外の所得からもちゃんと徴収するような形にするのであれば、全所得が確定してから税額を調整するということは企業ではできないだろう。また、過去、年末調整に関する企業へのアンケートにおいて、個人住民税は確定した額を12等分に分けて徴収するだけなので時間的なコストはかかっていないが、所得税の年末調整に時間がかかり、現年課税化により年末調整の手間が2倍になるのは耐えられないとの議論があったので、どこまで企業で確定できることを前提にやるかというのも1つの論点かと思う。
- ・ 申告納税制度にしてはどうか。マイナポータルに必要な情報があり、クリックするだけでe-Taxでの確定申告ができるのであれば、eLTAXでもその住所地の税率を自動で計算してくれるようなシステムができるのではないかと。
- ・ 企業の負担の解消にはeLTAXを活用した振り分けのようなシステムが考えられるか。個人住民税の地方税としての意義についても、申告納税制度とすることで、納税者の意識を高められるのではないかと。
- ・ 現年課税化は、納税者側・課税庁側の双方の納税・徴税コストを減らす方向で検討すべき。マイナンバー制度やデジタル化により、双方の負担軽減が実現できるのではないかと。
- ・ 中小企業においては、売上げに関係ないバックオフィス業務のコストを減らしたいと考えているが、源泉徴収制度や年末調整の負担が重いうえに、デジタル技術の活用も遅れている。現年課税化は、とにかくコストを増やさないということが大前提。理想を言えば、企業からどこか1か所に申告・提出をすれば、国税も地方税も自動で税額計算等を行うよう

なものがあればよい。様々な事情はあると思うが、そこをどうするかは論点か。

- 資料P12・P13を見ると、給与所得者に係る手続や調書等についてはデジタル化されるようだが、副業により他の事業所得や雑所得がある場合は、その者が調書等を紙で集めてこなければならず、デジタル化は進んでいるようで進んでいないのが実態。
- 適正な課税を行う際に納税者や課税庁に一定の負担がかかることはやむを得ないが、過重な負担はよくない。現行の所得税の源泉徴収制度や年末調整事務だけでも企業側に相当な負担がかかっている。源泉徴収制度は、源泉徴収義務者と課税庁の関係であり、納税義務者がきちんとした資料を出さないと、源泉徴収義務者である企業にペナルティーが生じるもの。年末調整に限らず、講演料等の源泉徴収を個人住民税にも採用しようとした場合にも、そういうことが起こり得る。
- 今後、個人住民税をはじめ、他税目の手続についてもデジタル化が進むこととなっている。デジタル化の流れは止まらないどころか、むしろ加速していくと考えられる。P19以降に掲げられているのはどれも大事な視点。様々な現場からの声を認識したうえで、検討を進めていく必要がある。
- 過去と比べると、マイナンバー制度やデジタル化の進展により、地方団体の課税実務の負担は大幅に削減されている。ただ、企業における源泉徴収制度や年末調整事務が大きな負担となっていることは変わっていない。
- マイナンバー制度やデジタル化の進展により、所得税についても、企業の年末調整事務をなくし、税額の計算、還付事務を国税庁側で自動的に行えるようにすることも可能ではないか。
- 地方団体の職員も減っている状況においてデジタル化は避けられない。ただし、デジタル技術をあまり使用しない高齢者等へのフォローが、今後も必要。

○ 切り替え年度における対応について

- 資産性所得のように稼得時期を変動可能な所得をどうするかは一つの焦点か。全く税がかからない所得が1年間発生するというのはいかなるものか。
- 生涯ベースで見たときに、切替えの年に退職すると、その前年の給与所得に対する課税が丸々抜けてしまう。例えば、40年間働くとすると、新卒の人は40年間フルに課税されるのに、切替えのときに上手く辞め

た人は、39年分の課税で済んでしまう。このように特定の世代やカテゴリーにだけ有利になるということを、どう考えるのか、納得してもらえるかはしっかりとした検討が必要。また、資産性所得についても切替えのときに非課税での益出しのために売却を惹起する可能性があり、慎重な検討が必要。

- フランスで2019年にNマイナス1年からN年度に現年課税化されたとき、それまで所得課税と連携させた様々な生活保護関連の給付があったが、現年課税化によって、多くの人の所得が上がり、給付の金額が下がったという経緯があった。
- 切り替え年度における調整について、初年度のみ課税標準において調整が必要といったある程度の方向性は前回の検討会で出ていたが、フランスの例も参考にしたい。
- 1年分でのよいのかというところに疑問はありつつ、節税のために1年早くリタイアするような行動を回避することさえできれば、あまり大きなことでもないのではないか。いずれにせよ、データ収集や検討は必要。
- 稼得の時期をコントロールできる所得については対応が必要だと思うが、2年分納税する必要はないのではないか。6月～5月までの特別徴収期間を1～12月に切り替えることになるが、これらの重複についても配慮があってもよいのではないか。
- 2年分を1回で取らないといけないという方法だけではなく、何か工夫をすればいい方法があるのではないか。
- 企業が2年分納税することは負担が大きい。
- 「空白の1年」を設け、1年分の所得を飛ばしてもよいのではないか。

(以上)